

# 神奈川県国土強靱化地域計画について

## 1. 策定の趣旨

---

- ・国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとすることです。
- ・国は、東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「国土強靱化基本計画」を平成 26 年 6 月に閣議決定しました。
- ・県は、国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することから、平成 25～26 年度にかけて実施した地震被害想定調査や平成 28 年 3 月に改定した地震防災戦略を踏まえ、「神奈川県国土強靱化地域計画」を策定します。

## 2. 基本的な考え方

---

- ・神奈川県国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき、国の基本計画と調和を図り、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、本県における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。
- ・国が定める基本計画と調和を保つため、国の基本計画と同様に、次の 4 点を基本目標として設定しました。

人命の保護が最大限図られること

社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧復興

- ・また、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることや、自助・共助・公助を適切に組み合わせることなどを基本的な方針として強靱化に取り組みます。

## 3. 脆弱性評価

---

- ・国が実施した評価手法等を参考に、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、これらの事態を回避するための、国土強靱化に資する施策を洗い出し、事態ごとに施策の課題を抽出しました。

## 4. 強靱化の推進方針

---

- ・抽出した課題を踏まえ、基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」と、その事態を回避するための「施策」を整理しました。

## 5. 計画の推進

---

- ・限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるため、人命の保護を最優先とする観点から、施策の重点化を図りながら取り組みます。
- ・概ね 5 年ごとに計画の見直しを実施します。

## 神奈川県国土強靱化地域計画の概要

基本目標の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」	
	目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」
	起きてはならない最悪の事態を回避するための主な「施策」
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 ・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・建物の不燃化対策 等
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 ・民間大規模建築物の耐震化 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化 等
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生 ・津波避難施設等の整備 ・津波避難に係る情報伝達体制の整備 等
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 ・治水対策 ・河川改修 等
1-5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 ・土砂災害対策 ・治山対策 等
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 ・津波避難に係る情報伝達体制の整備（再掲） ・県民等への情報発信体制の整備 等
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 ・水道施設の耐震化及び給水体制の確保 ・医薬品・医療機器等の整備 等
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 ・道路・橋りょう等の整備 ・孤立化対策の推進 等
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・救助・救急体制の充実 等
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 ・医薬品・医療機器等の整備（再掲） ・燃料の確保
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 ・県民の防災意識の向上 ・帰宅困難者対策の推進 等
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 ・県民の救護能力の向上 ・災害時医療救護体制の整備 等
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生 ・防疫体制の整備 ・広域火葬体制の強化 等

基本目標の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」	
	目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」
	起きてはならない最悪の事態を回避するための主な「施策」
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 ・警備活動訓練の実施 ・警察署等の耐震化 等
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 ・信号機等の安全性の確保
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化（再掲） ・業務継続体制の確保 等
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 ・電線の地中化 ・輻輳への対策 等
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 ・県民等への情報発信体制の整備（再掲） ・被災者支援に関する情報システムの構築 等
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 ・企業の防災体制の確立
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 ・企業の防災体制の確立（再掲）
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 ・石油コンビナート防災対策
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 ・漁港の整備
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 ・道路・橋りょう等の整備（再掲） ・港湾の整備 等
5-6	食料等の安定供給の停滞 ・漁港の整備（再掲） ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 ・非常時のガス供給体制の整備 ・自立・分散型エネルギーの導入促進 等
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止 ・水道施設の耐震化及び給水体制の確保（再掲） ・雪害に対する安全性の確保
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 ・汚水処理機能の確保 ・雪害に対する安全性の確保（再掲）

基本目標の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」	
	目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」
	起きてはならない最悪の事態を回避するための主な「施策」
6-4	<p>地域交通ネットワークが分断する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋りょう等の整備（再掲）</li> <li>・道路啓開・交通規制体制の整備 等</li> </ul>
7	制御不能な二次災害を発生させない
7-1	<p>市街地での大規模火災の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の不燃化対策（再掲）</li> <li>・市街地の防災性向上 等</li> </ul>
7-2	<p>海上・臨海部の広域複合災害の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート防災対策（再掲）</li> </ul>
7-3	<p>沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策（再掲）</li> <li>・応急危険度判定等の体制整備 等</li> </ul>
7-4	<p>ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水池等の整備</li> <li>・ダム施設等の管理 等</li> </ul>
7-5	<p>有害物質の大規模拡散・流出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等施設の安全対策</li> </ul>
7-6	<p>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治山対策（再掲）</li> <li>・森林の機能維持 等</li> </ul>
7-7	<p>風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等への情報発信体制の整備（再掲）</li> </ul>
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
8-1	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理体制の整備</li> </ul>
8-2	<p>道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開・交通規制体制の整備（再掲）</li> <li>・復興対策マニュアルの整備 等</li> </ul>
8-3	<p>地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の運営体制の整備</li> <li>・災害救援ボランティア活動の充実強化 等</li> </ul>
8-4	<p>新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興対策マニュアルの整備（再掲）</li> <li>・地籍調査の促進</li> </ul>
8-5	<p>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水採取の規制</li> <li>・排水施設の整備 等</li> </ul>